

令和3年第1回定例会

市長報告

新庁舎及び（仮称）新福祉会館に係る浸水予想区域図の対応について

本日は、貴重なお時間に市長報告の機会をいただきありがとうございます。

新庁舎及び（仮称）新福祉会館に係る浸水予想区域図の対応については、令和2年11月19日開催の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会及び令和2年第4回定例会の一般質問での質疑を経て、同年12月15日開催の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会で、この間の浸水予想区域図に関する東京都の通知から現在に至るまでの経過を含めた検討状況について御報告させていただきました。

浸水予想区域図の対応については、鋭意検討を進め、一定の期間を要しましたが、本日の報告に至ったところです。

この度の市長報告は、令和2年第4回定例会中に対応方針が整わなかったことによるもので、本定例会の議事運営に影響を与えてしまったことにつきましては、大変申し訳なく思っている次第であります。

まず浸水予想区域図の位置付けについて御説明します。浸水予想区域図は、任意の1年に発生する確率が1000分の1以下というまれに見る豪雨の際の、浸水に対する危険性を住民にお知らせし、住民自ら避難等の対策を講じられるよう東京都が作成し、公表しているものであります。このような目的で作成されたものですが、本市地域防災計画にあるとおり、「水災対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせる」よう、新庁舎及び（仮称）新福祉会館についても浸水予想区域図の想定浸水深に基づきその対応を検討してまいりました。

その具体的な対応については、大きく3つあると考え、検討してまいりました。一つ目は、建物の床レベル及び外構計画を基本設計から変更せず、1階出入口部分は止水板や土のうで浸水を防止する。二つ目は、建物の床レベルを最大浸水深レベルより高くなるように嵩上げし、建物1階への浸水を防止し、建物周り以外の外構レベルは機能確保に必要な盛土とする。三つ目は、建物の床レベルを嵩上げし、建物1階への浸水を防止した上で更に外構レベルも同様に最大浸水深レベルより高くなるよう盛土をし、敷地全体への浸水を防止する、というものです。

令和元年6月東京都が公表した浸水予想区域図の改定にかかるQ&Aでは、「現実にこのような被害が発生するのですか？」という問いに、「想定最大規模降雨の発生は極めて小さい事象ではありますが、実際に発生する可能性はあります」と書かれています。また、官庁施設の基本的性能基準では、災害応急対策活動を行う官庁施設については想定最大規模降雨等による水害に対して必要な性能を確保することとされています。

私自身の中で、対策を考えるに当たっては、本市の防災拠点となる新庁舎及び（仮

称) 新福祉会館において、建物への浸水が回避されていなければ、業務の継続性が保たれないため、建物が浸水しない対策が極めて重要であると考えています。この観点に加え、これまでお示ししてきたコストやスケジュールへの影響が少なくなることを前提に、官庁施設の基本的性能基準や他の自治体の例などを参考にしながら浸水対策の方向性を考えてまいりました。

官庁施設の基本的性能基準において、想定最大規模降雨による河川氾濫及び内水氾濫は、「発生頻度の低い水害」と定義されています。

施設の基本的性能として、水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等は、発生頻度の低い水害に対して、人命の安全の確保が図られており、かつ、災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる浸水の防止が図られていることが基準となっています。

また、発生頻度の低い水害に対して、対象とする室等が、想定される水位より高い位置にある階に配置されている、機能の確保維持することが必要となる電力、通信・情報、給水、排水等の機能が、浸水により損なわれることがないように、接続する配線、配管等を含めて措置が講じられている、などが挙げられていますが、敷地のレベルについては言及されていません。

他の自治体の例としては、国土交通省でとりまとめた防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインの付録、防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集やコンストラクションマネジメント事業者から建物1階レベルを嵩上げした対応をとっている新築庁舎の事例が多いとの情報提供を受け、検討してまいりました。

また、本市地域防災計画の防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策例では、施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等が対策例として挙げられています。

資料1「浸水対策方針の比較」を御覧ください。

原案の建物1階床レベルを基本設計のまま、止水板や土のうで対応するという考え方は、コストやスケジュールへの影響は最小限に抑えられます。

この対策は、既存の建物であれば、そのような対応もあると考えるところですが、新築の施設ということ考えた場合、他の自治体の例から必ずしも十分な対応ではないと考え、建物を嵩上げし浸水に対応すべきと考えました。

まずは、建物1階の床レベルを浸水しないレベルまで嵩上げした上で建物以外の外構のレベルをどのように整備するかを考え、外構については、災害時の機能確保に必要な盛土をする方法と敷地全体の地盤レベルを上げる方法を検討しました。

方針Aは、建物1階を浸水しない床レベルとし、外構のレベルは原案のままとするもので、想定最大規模降雨時には建物周辺以外の外構の大部分が浸水するだけでなく、建物と外構のレベル差が大きくバリアフリーの視点としてはふさわしくない対策として、検討から外しました。

方針Bは、主要道路から建物出入口までの間はスロープ無しでアクセスできるとともに駐車場と建物1階床レベルにレベル差が生じる場所については、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する整備とし、車椅子使用者の方が自力で上りやすいようスロープを設け、バリアフリーに対応します。また、建物1階を浸水しない床レベルとし、外構部分は災害時の対応として利用を想定する関係機関の駐車場としての役割が果たせるよう盛土の範囲を限定し、機能確保を図りつつコスト及びスケジュールに可能な限り影響が及ばないものとして検討したものです。

なお、風水害時における駐車場の利用においては、市庁舎に消防・警察・自衛隊などの連絡員が派遣されるため、数台程度の駐車が想定されますが、風水害対策は、気象予報により事前に備えることができるため、方針Bにて、その役割は果たせるものと考えるところです。

方針Cは、敷地内の地盤レベルを全体的に上げ、方針Bの災害時の機能確保に必要な盛土に加え、敷地全体の浸水を防止する考え方です。盛土の量が増えることで方針Bよりもコストが増加するだけでなく、開発行為に該当するため、条件整理に相当の時間を要し、計画全体が大きく延伸することも否定できない状況です。

これまでの検討状況から、建物1階への浸水を防ぐことで想定し得る最大規模の降雨があった場合においても、災害時の事業継続が確保でき、コスト及びスケジュールへの影響が少なく見込まれる方針Bを採用することが合理的であるという判断に至った次第です。

市として掲げてまいりました新庁舎及び（仮称）新福祉会館の早期竣工という市の方針にも、合致するものです。

資料2「浸水予想区域図変更に伴う事業スケジュール（案）」を御覧ください。

スケジュールは、およそ7か月延伸する見込みです。

資料3は、浸水対策方針Bの現時点でのイメージ図となっております。

想定し得る最大規模の降雨があった場合においても浸水しない部分を白で示しております。また、裏面はレベル差の生じる部分の対策を現時点でイメージ化したものですが、今後、具体的により良い方向を目指すよう努めてまいります。

なお、浸水予想区域図の対応として、実施設計も見直しの作業が必要となることか

ら、今定例会で実施設計の変更に伴う予算について、提出させていただく予定です。

私からの報告は以上です。

どうぞ御理解を賜りますよう、お願いいたします。